

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況
1	自律性の確保 会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-1 会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。	1-1 会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等(以下「中期計画等」という)等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	A1	中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法をあらかじめ決定する。 青山学院未来構想(長期目標・中期計画・事業計画を含む)の策定にあたっては、策定に必要な体制・ロードマップを整備し、事業計画統委員会・未来構想委員会で承認、法人会議・すべての教職員に周知を行った。未来構想の策定の過程においては、教職員の意見を広く聴取するとともに、評議員会にも意見を聞いている。
				A2	中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等に加え、学部等の中期計画があれば、それらとの関連性を明らかにする。 2025年度以降の青山学院未来構想の策定過程において、AOYAMA VISION(2014-2024)を検証し、新たな中期計画等との関連性を明らかにした。大学では、長期目標・中期計画を達成するために、大学内の部局(大学全体、学部・研究科、各機構)が担当となり、それぞれの事業計画を実行している。また、「サステナビリティレポート」において、中長期志向の行動計画を策定し、これについても部局単位で事業計画を実行している。サステナビリティレポートでは価値創造モデルとしてそれぞれの計画の関連性を明示している。
				A3	中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。 青山学院未来構想において、教学については主に各設置学校において、人事、施設及び財務については主に法人本部の各所管部署または所管する委員会等において策定を行っている。
				A4	中期計画等に政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランを明確にする。 本法人において政策を策定、管理する理事長、院長、常務理事、学長、総局長等は、学校法人青山学院寄附行為、学校法人青山学院寄附行為細則その他の諸規則の定めるところに基づき、資格や適性がはかられて選任されている。また、年数回、外部講師による役員研修を実施している。また、青山学院未来構想に紐づく中期計画等のひとつとして、「教学-経営間の適切な意思決定・ガバナンス体制の確立」を設定し法人と設置学校が構成員となる委員会において取り組んでいる。
				A5	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。 資金収支試算表の決算値ベースの更新は隔年で実施することとしており、2033年度まで向こう10年間分の収支見通しの更新を完了しているが、新たな事案が発生した場合などは、それに係る部分を随時更新することとしている。また、2025年度以降の青山学院未来構想(中長期計画にあたる長期目標・中期計画を含む)においては、長期目標・中期計画に基づき策定する事業計画に、その実行に資するための予算を紐づけている。事業計画の策定及び進捗管理において、その収支計画を明示している。
				A6	中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。 青山学院未来構想(中期計画等にあたる長期目標・中期計画を含む)において、長期目標・中期計画・事業計画(複数年)それぞれに「指標・評価基準」を設けており、この体制で進捗管理を実行している。なお、進捗状況については、事業計画統括委員会・未来構想委員会にて審議したのち、イントラネットに掲載し、全教職員で共有している。
				A7	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会はすみやかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。 学校法人青山学院寄附行為第48条第2項に「理事会は、次に規定する事項について決定するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」とし、同項第3号に「第70条の予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更」と規定しているとおり、中長期計画の変更が必要な場合、すみやかに評議員会に諮問し、修正を行える体制を整えている。また、加えて、未来構想委員会の設置について定める規則において、同委員会が計画変更等を管理する旨規定している。
				A8	中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。 中期計画等の進捗状況については、学内外へ事業報告書にて公開している。また学内の教職員へは、「長期目標・中期計画シート」及び「事業計画シート」をポータルに掲載して共有している。前中期計画等の実施結果については、2024年度の終了後に総括を実施し、学内外に公開した。

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況								
1	自律性の確保	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-1	会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。	1-1	会員法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等(以下「中期計画等」という)等の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	B1	中期計画等の内容について、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで最終決定を行う。	青山学院未来構想(長期目標・中期計画・事業計画を含む)においては、策定及び実行体制の中に「評価委員会」を置き、未来構想について策定段階の事前評価、実行中の評価、実行期間終了時の評価を行い、その適法性及び倫理性、顕在的・潜在的リスクについて識別、評価をしている。 また、中長期計画等は、常務委員会、常務理事会、評議員会及び理事会で合議の上、決定し、「事業計画書」にて学内外へ公開している。				
										【「重点事項1-1」達成のための、上記以外の取組】			
											【「重点事項1-1-A」達成のための取組】		
				会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。	1-2	会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。	1-2-1	会員法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。	A1	理事長、代表業務執行理事、業務執行理事(以下、「理事長等」という)の業務執行範囲を明確化する。	学校法人青山学院寄附行為に理事長、常務理事及び代表業務執行理事の職務について規定し、また、学校法人青山学院理事の職務及び職務権限に関する規則において理事長及び常務理事の職務及び職務上の権限を規定している。また、設置学校長は理事となる。		
										A2	政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解嘱に至る過程を明確化する。	学長等の設置学校の役職については、学校法人青山学院寄附行為細則を上位規程とする個別の諸規則に詳細を定め、明確化している。	
											A3	理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	理事会については学校法人青山学院付議及び稟議に関する規則にて、常務理事会及び常務委員会については学校法人青山学院常務理事会規則と学校法人青山学院常務委員会規則にて、評議員会については学校法人青山学院寄附行為にて規定している。
											A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	学校法人青山学院寄附行為第39条において、「法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めた事項を委任するものについては、理事会において指名した理事に委任することができる」旨を規定している。
											A5	理事長等の解職手続き及び役付理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	学校法人青山学院寄附行為に理事長、常務理事の退任及び解職について規定している。 また、学校法人青山学院理事の職務及び職務権限に関する規則において、常務理事の業務区分及び担当部署を定めている。また、常務理事の職務権限の委任、調整、代行等についても規定している。
											A6	規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者(理事長、理事その他の部門長等)の権限と責任を明確化する。	学校法人青山学院寄附行為細則、学校法人青山学院職制規則に役職者の職務等について規定し、また特定事項に係る職務権限については当該特定事項について定める規則において規定している。
											A7	法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。	法令等の遵守は、学校法人青山学院寄附行為、学校法人青山学院就業規則、諸規則で定め、これにより担保している。事業活動等に関連した重要法令は、総務部法務課において研修等の実施により役員、設置学校、関係部署に周知している。
								B1	教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。	主として教学に係る事項を取扱う常務委員会と主として経営に係る事項を取扱う常務理事会について、学校法人青山学院常務委員会規則及び学校法人青山学院常務理事会規則において各会議体の審議事項、協議事項を定めることにより明確化している。また、常務理事会及び常務委員会について定めている学校法人青山学院寄附行為細則を学外役員及び学外評議員の就任時に配付している。			
									【「重点事項1-2-1」達成のための、上記以外の取組】				

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況	
1	自律性の確保	会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-2 1-2 会員法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。	A1	理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築する。	理事会の構成員である理事については、各設置学校の役職者、プロテスタント教会の教職者、有識者と幅広い人材で構成している。 評議員会の構成員である評議員については、法令で定められた事項を遵守するため、2025年度より職員からなる評議員を評議員総数の三分の一を超えない人数にしており、外部の評議員からの牽制機能が強化されている。また、評議員会の議長は外部評議員から選任するように努めている。 監事は会計士と弁護士から選任しており、現時点で2名中1名を外部監事としている。 いずれも機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組みを構築している。
				B1	理事及び評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどして、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。	年に1回、理事及び評議員の双方が出席する役員・評議員懇談会及び懇親会による意見交換の場を設けており、理事会、評議員会の両機関が協力して法人運営を行える仕組みを構築している。
				B2	理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時・適切に得られるようになっているか、理事長及び内部監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等(以下、内部監査室等)との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。	理事、理事会及び監事は独立して発言する機会が与えられており情報は常に共有出来るような仕組みとなっており、書類及び情報の漏れが無いような回付及び報告の手続きがとられている。 また、監査室は、内部監査計画、内部監査結果、改善実施状況について、適時に理事長にブリーフィングを行う。その後、理事長が招集し、本法人全般の経営及び運営に関する重要事項を協議する会議(経営執行会議)にて、監査室はこれらの詳細を報告する。 なお、監査実施中に緊急度及び重要度の高い事項が生じた場合は、内部監査報告書の提出に先立って理事長に報告することができる旨が、学校法人青山学院内部監査実施細則第7条第3項に定められており、適時適切に意思疎通を図ることが可能である。
					【「重点事項1-2-2」達成のための、上記以外の取組】	
					【「遵守原則1-2」遵守のための、上記以外の方策＝「重点事項1-2-A」】	【「重点事項1-2-A」達成のための取組】
2	公共性の確保	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1 2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	A1	会員法人が設置する大学等のミッション、ビジョンを踏まえ、法人、大学、学部・学科及び研究科等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指針を明確にする。	事業計画の策定時に作成する事業計画シートにおいて達成目標と評価の記載項目を設けている。このシートは、イントラネットにて法人内に公開している。
				A2	達成目標、具体的な行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。	事業計画については、WEBサイトで事業計画書を公表し、法人内においては、加えてイントラネットで「長期目標・中期計画シート」「事業計画シート」を公開している。
				A3	会員法人の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、著しく非効率とならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。	法人全体については、理事長名の発信による「予算編成方針」で、経営資源(カネ)の配分方法についての基本方針を示すとともに、設置学校ごとの収支に基づく予算枠の達成を軸とした予算編成方法の採用により、経営資源の配分が著しく非効率的なものとならない制度設計としている。また、中長期計画のための一定の予算枠を法人としても確保し、各設置学校の計画に対応できるようにしている。大学においては、この予算編成方針を受けて大学としての方針を決定し、また大学の中長期計画に基づく事業計画により、重点的に取り組む事項に経営資源を配分するようになっている。
				A4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	大学においては、教学マネジメント推進センターが、各学部、研究科に対して方針とカリキュラムの整合性を確認するように依頼し、その結果をチェックしている。方針の実質化については、各学部、研究科において実施している。

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況
2	公共性の確保 会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1 会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	2-1 会員法人は、それぞれの会員法人が目指す人材育成(大学教育)を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	A5 「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	2-1 A1と同様に行われている。なお、大学全体に係る方針については、AP策定機構がチェックしている。
				B1 内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組むようにする。	教学マネジメント推進本部を中心とした内部質保証システムを構築している。また、自己点検・評価の実施にあたっては、毎年度、本学と包括連携協定を締結している企業・自治体との意見交換を行う場を設け、改善・向上に取り組んでいる。
				B2 自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果、FD(ファカルティ・ディベロップメント)活動並びに学習成果の可視化及びアンケート調査等を含むIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	2025年度より、自己点検・評価方法を見直し、より効果的に点検できる仕組みを整備した。FD活動においては、全学・各学部には学生調査の結果を、教員へは授業改善のための学生アンケートの結果を返却し各々の改善に役立てている。IR推進室では、認証評価機関からの指摘を踏まえ、学習成果の可視化の検討を進めるとともに、FACT BOOKの公表や卒業生へのアンケートの継続的な実施・集計分析を行い、教育活動の改善に資する情報提供を行っている。
				B3 リカレント教育の諸施策について、その方針及び計画を明確化する。	2022年度にリカレント教育を所管する社会連携推進機構と機構を所管する庶務部社会連携課を設置した。2023年度に機構が活動を展開していく中でリカレント教育に関する規則を整備し、それ以降、新たな方針・計画を立案している。
				B4 留学生の受入並びに派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	日本人学生とともに学ぶ機会の創出について、一部の日本語習得科目を除き、原則、私費留学生、交換留学生とも日本人学生と同一クラスで受講することとしており、ともに学ぶ機会を提供している。また、2025年度より専門職大学院国際マネジメント研究科(MBAプログラム)において交換留学生の受入を開始し、同研究科へのより多様な留学生の受入に努めている。加えて、障がい等により修学上の合理的配慮を必要とする交換留学生の受入に関し、学生に不利得が生じないよう、受入手順の整備を行った。
		【「重点事項2-1」達成のための、上記以外の取組】			
		【「遵守原則2-1」遵守のための、上記以外の方策＝「重点事項2-1-A」】		【「重点事項2-1-A」達成のための取組】	
		2-2 会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	2-2 会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に進める環境を整える。	A1 社会・地域貢献に係る学内方針を検討し、策定する。	WEBサイトにて「大学の社会連携・社会貢献に関する方針」として公開している。
				A2 社会・地域との連携を支援する体制又は仕組みを整備する。	2022年度に社会連携推進機構の整備及び庶務部社会連携課を設置し、2024年度には事務組織を社会連携部に改組した。これらが社会・地域貢献を所管することにより、これまでボランティアセンターや各学部・研究科を中心に行われてきた様々な地域連携プログラムとあわせて大学と社会・地域との連携強化を図っている。

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況	
2	公共性の確保	会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-2	会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	2-2	会員法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。	研究インテグリティ確保を念頭に、青山学院大学では、研究リスクマネジメントのために以下の規則を定めて制度を整備し、運用を行ってきた。「青山学院大学利益相反及び研究教育倫理委員会規則」(2014.4～)、「青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則」(2018.1～)、「青山学院大学利益相反管理規則」(2019.2～)、「青山学院大学安全保障輸出管理規則」(2018.5～)、「青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則」(2015.4～)、「青山学院大学公的研究費の運営等の実施体制に関する規則」(2015.4～) 2025年度は、研究インテグリティ確保のための規定・体制の全体的な検討を行った。検討結果を2026年3月に開催される「利益相反および研究教育倫理委員会」に報告し、2026年度より規則改正等に着手する予定である。
							B1	地域社会、自治体等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。	自治体、企業等との間で連携協定を結び、一部自治体、企業には、具体的な連携活動に加え、教育等に関する外部評価を担当いただくなど、信頼関係の醸成を実現している。こういった自治体、企業との連携をさらに広げる予定である。
							B2	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	青山アカデミア、公開講座を実施している。
							B3	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取組を把握し、全学的な取組として展開する。	全学的な取組として、実施したものをWEBサイトに掲載している。
							B4	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	2022年度にボランティアセンターを発展させるかたちでシビックエンゲージメントセンターが設置され、ボランティアのみならず、サービスマニエールや教員個々の活動支援も含んだ組織的な活動の展開を推進している。
								【「重点事項2-2」達成のための、上記以外の取組】	
	【「遵守原則2-2」遵守のための、上記以外の方策＝「重点事項2-2-A」】	【「重点事項2-2-A」達成のための取組】							
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-1	会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	3-1	会員法人は、会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。	A1	『監事監査ガイドライン(私大連監事会議)』等を参考に、監事監査規程(必要に応じて監事監査基準)を策定する。	学校法人青山学院監事監査規則(2006年制定)の規定に基づいて、毎年、監査計画の策定及び監査報告書の作成を行っている。
							A2	監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	監事は監査計画を作成し、これに基づいて監査を実施し、調書を作成の上、年度末に監査報告書を作成し、理事会・評議員会に報告をすることによって、実効性を高めている。
							A3	監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。	監事2名の任期(選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)について、就任の年及び月が異なるようにしている。
							A4	理事会、評議員会において、監事が積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また経営に関する重要な会議等にも出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。	学校法人青山学院寄附行為の規定に基づく理事会及び評議員会への出席に加え、学校法人青山学院監事監査規則において、監事は、常務理事会、常務委員会その他必要と判断した会議に出席し、意見を述べることを規定し、その職務を執行できるようにしている。

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況		
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-1-1 会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	A5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	<p>常任監事は、理事会、評議員会、常務理事会、常務委員会に加え、これらの会議より詳細な資料と説明が提供される経営執行会議や予算ミーティング等にも出席し、十分な情報提供を受けている。さらに財務、経営、学務その他の監事が要求した資料、データ等は全て提供されている。</p> <p>学校法人青山学院監事監査規則に監事会に係る規定を設け、監事監査会議を月1回以上開催している。</p>	
				A6	監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。	<p>本法人では2004年から常任監事1名を置いており、学校法人青山学院寄附行為においてもその旨を規定している。監事監査の支援体制としては、監査室及び総務部法務課による支援に加え、常勤監事の判断により監事支援室を設置できるようにしている。</p>	
				B1	常勤監事を登用するとともに、監事監査支援体制を整備する。なお常勤監事の設置が法令で求められていない場合においては、監事を3名以上にすることで常勤監事がある状況と同等の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。	<p>学校法人青山学院寄附行為第31条に監事の調査権限を規定しており、監事が必要と認めた場合には会計監査人等の外部の専門家との連携ができるようにしている。</p>	
				B2	監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。	<p>本法人の監事として適任者を選任できるよう理事会が「監事選任基準」を策定(2012年策定)しており、寄附行為の定めに加え、同基準に基づいて人選を行い、評議員会の承認を得て、選任している。</p>	
				B3	監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準を明確化し、監事を選任する。	<p>【「重点事項3-1-1」達成のための、上記以外の取組】</p>	
			3-1-2	会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。	A1	会計監査人の選任は、監事とその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	<p>会計監査人の選任については、監事が考慮事項(独立性、品質管理)の評価をしたうえで議案を決定し、法人会議へ付議ののち定時評議員会で決定している。</p>
					A2	会計監査人が有効に機能するために、理事長等及び監事と意見を交換できる場を設定する。	<p>例年、会計監査人と理事者(理事長・財務担当常務理事)のディスカッションの場を設け、学校法人事業全般について意見交換を行っている。また会計監査人と監事についてもコミュニケーションの場を設け、学校法人事業全般や当該年度の監査計画、監査方針、監査結果を共有する体制が整っている。</p>
					A3	会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び内部監査室等が協議する場を設定する。	<p>学校法人青山学院監事監査規則第9条及び学校法人青山学院内部監査規則第9条における監事、会計監査人、監査室の連携についての定めにより、従前より監事と会計監査人、監事と監査室が協議する場が設けられている。さらに2021年度からは、監事、会計監査人、監査室の三者による協議を実施していることに加え、意見や情報の交換を行なうなど相互の連携、協力を図っている。</p>
					A4	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務を担当する理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	<p>理事者(理事長及び財務担当常務理事)と会計監査人のディスカッションが毎年必ず設定されているほか、会計監査人より理事者及び監事への監査結果の報告が対面で行われている。</p>
		【「重点事項3-1-2」達成のための、上記以外の取組】					
		【「遵守原則3-1」遵守のための、上記以外の方策＝「重点事項3-1-A」】	【「重点事項3-1-A」達成のための取組】				

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況	
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-2 会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長(総長を含む)の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	3-2-1 会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。	A1 理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	学校法人青山学院寄附行為細則第48条第1項に「理事会は、役員及び評議員を選任するため、役員・評議員候補者推薦委員会(以下「委員会」という。)を設置する。」旨を規定し、理事の推薦手続、選考方法については学校法人青山学院役員・評議員候補者推薦委員会規則に規定している。また、稟議書等による理事の決裁等については、学校法人青山学院文書管理規則及び学校法人青山学院文書保存規則に基づき、管理及び保存をしている。
				A2 法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。	独立監査人による監査の結果及び監査室による内部監査の概要については、年1回、定期的に理事会に報告している。また、法務を担当する常務理事から理事会及び監事に対して定期的に報告できる体制を整えている。	
				A3 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。	学校法人青山学院寄附行為第21条第1項において「理事長及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」旨を規定し、3か月に1回、理事会に報告しており、理事会議事録及び資料については、データ及び紙媒体にて保存及び管理している。	
				A4 不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。	学校法人青山学院職制規則、学校法人青山学院事務分掌規則を定めて、職務、分掌事務等について規定し、各担当者がその権限及び職責の範囲において適切に職務を遂行していくため、学校法人青山学院専任事務職員(総合職)職位・役職制度に関する規則を定めている。また、学校法人青山学院理事の職務及び職務権限に関する規則を定めて、理事長及び常務理事の職務及び職務上の権限を明確化し、及び学校法人青山学院職制規則を定め、役職の職務内容を明確化している。	
				A5 個人情報保護は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	個人情報保護法に基づき学校法人青山学院個人情報保護に関する規則を定め、同規則に基づき「学校法人青山学院 個人情報保護基本方針」を策定している。また、学校法人青山学院個人情報保護に関する規則施行細則、学校法人青山学院個人情報保護委員会規則及び学校法人青山学院個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規則を定め、個人情報保護に関する体制を整備し、機能させている。	
				A6 理事等が、損失の危険の管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握する。	学校法人青山学院リスク管理規則に基づき、理事長が最高管理責任者としてリスク発生時の損害の大きさを把握する体制を整備している。学部長などの部局管理責任者がリスクを調査・分析し、設置学校長ら部門管理責任者へ報告、さらに理事長とリスク管理委員会に報告される。理事長は監査室に分析を指示し、全学的なリスク状況を把握した上で、優先して対応すべきリスクについて、リスク管理委員会で検討したのち、必要な措置を部門管理責任者に指示する。この体制により、信用・ブランド毀損などのリスクについても発生可能性や損害規模を把握できる仕組みとなっている。	
				B1 理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、理事の報酬基準の透明化を図る。	本法人のウェブサイトにおいて、「学校法人の運営に関する情報」として、寄附行為ならびに役員に対する報酬等の支給の基準に関する規約を開示している。また、理事に対する報酬等の支給基準について、毎年度理事会において確認を行っている。	
				B2 理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反及び責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。	理事長は常勤として法人運営に関与しており、理事長及び理事の利益相反及び責務相反については、学校法人青山学院寄附行為細則において、理事による競業及び利益相反取引の制限に係る規定を定め、運用していることにより、本法人の執行体制の実質化を図っている。	

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況		
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-2-1 会員法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。	B3	理事選任機関に理事以外のものを含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。	理事の選任にあたっては、学校法人青山学院寄附行為細則の規定により新たに設置した役員・評議員候補者推薦委員会において候補者を決定し、評議員会での意見聴取を行ったうえで理事会での審議を行うフローとしている。また、理事の推薦に当たっては、評議員も推薦ができるようにしている。実質の候補者決定を担う役員・評議員候補者推薦委員会の構成については理事が4名、評議員が3名となっており、そのうち、役職で決定している4名(院長、学長、総局長、評議員会の議長)を除いては、理事会又は評議員会で委員を選任することで、理事会及び理事からの中立性を確保している。	
				B4	理事の再任、重任にあたっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで行う。	理事の再任、重任にあたっては、就任時と同様の手続きにより役員・評議員候補者推薦委員会で候補者を決定し、評議員会での意見聴取を行ったうえで理事会で選任するフローとなっており、選任過程において各会議体で確認できる仕組みとなっている。	
				B5	学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。	学校法人青山学院リスク管理規則に基づき、定期的リスクに係る調査、分析等を行い、リスク低減に向けた体制を整備している。また、リスク管理委員会において、リスク管理状況の把握、リスクの決定等が審議され、理事会にも報告することとなっている。	
				B6	職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないよう、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。	学校法人青山学院職制規則、学校法人青山学院事務分掌規則及び青山学院大学事務分掌規則を定めて、各事務組織が分掌する事務等を明確化し、必要に応じて、改正している。また、各担当者がその権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していくため、学校法人青山学院専任事務職員(総合職)職位・役職制度に関する規則を定めている。また、学校法人青山学院職制規則を定め、役職の職務内容を明確化している。	
					【「重点事項3-2-1」達成のための、上記以外の取組】		
			3-2-2	会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。	A1	監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	学校法人青山学院寄附行為に監事の選解任や選任機関に係る規定を定めているほか、具体的な監事の推薦手続、選考方法については学校法人青山学院役員・評議員候補者推薦委員会規則に規定し、明確化している。
					A2	評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	本法人のウェブサイトにおいて、「学校法人の運営に関する情報」として、評議員の選解任に係る規定を定めている「学校法人青山学院寄附行為」を開示している。
					A3	評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備する。	学校法人青山学院寄附行為第48条において、「評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」旨を規定している。また、同条2項には評議員会の意見を聴かなければならない事項、同条3項には評議員会は議決を必要とする事項について議決する旨の規定があり、理事会に対し適切に意見ができる体制を整えている。
					A4	相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。	学校法人青山学院監事監査規則及び学校法人青山学院内部監査規則に監事監査、独立監査人監査(会計監査人監査)、内部監査の連携に係る規定を設けている。さらに2021年度からは、監事、会計監査人、監査室の三者による協議の場を新たに設定し、意見や情報の交換を行うなど相互の連携、協力を図りながら、それぞれの役割、視点、立ち位置から監査を実施する体制を構築している。

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況			
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-2-2 会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長(総長を含む)の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	3-2-2 会員法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。	A5	会員法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。	学校法人青山学院公益通報に関する規則に基づき、理事長(最高責任者)に報告する体制を、学校法人青山学院コンプライアンス規則に基づき、コンプライアンス事案を理事長(最高責任者)に報告する体制を整備している。 また、独立監査人による監査結果及び監査室による内部監査の概要については、年1回、定期的に理事会に報告していることに加え、法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について法務担当常務理事を通じて、理事会、監事に対しての定期的な報告ができる体制を整えている。	
					B1	監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	本法人のウェブサイトにおいて、「学校法人の運営に関する情報」として、寄附行為ならびに役員に対する報酬等の支給の基準に関する規約を開示している。また、監事に対する報酬等の支給基準について、毎年度理事会において確認を行っている。	
					B2	監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。	学校法人青山学院寄附行為第27条第1項第5号に、「本法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況その他監事が必要と認める事項について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる」旨、監事の職務を規定し、有効な監視・監督体制を整備している。年に2回定期開催される評議員会に列席し、年に1回程度開催の懇談会において、監事、評議員及び理事との間で意見交換の場を設けている。	
					B3	評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	本法人のウェブサイトにおいて、「学校法人の運営に関する情報」として、寄附行為ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準に関する規約を開示している。また、評議員に対する報酬等の支給基準について、毎年度理事会において確認を行っている。	
					B4	法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告がなされる体制を整備する。	学校法人青山学院寄附行為第48条において、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる旨を、また、評議員会の意見を聴く事項、評議員会の議決を必要とする事項において、評議員会の職務として定めており、法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対してすみやかに報告する体制を整備している。	
						【「重点事項3-2-2」達成のための、上記以外の取組】		
			3-2-3	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。	3-2-3 会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。	A1	内部監査室等を設置するなど、内部チェック機能を高める。	理事長の下に監査室を設置(2002年設置)し、内部チェック機能の充実を図っている。
						A2	コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	学校法人青山学院コンプライアンス規則、学校法人青山学院リスク管理規則及び青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則に基づき、役員及び職員に対する教育及び研修を実施する体制を構築している。
						A3	『内部統制システム整備の基本方針』に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	学校法人青山学院内部統制システム整備に係る基本方針に基づき、学校法人青山学院コンプライアンス規則、学校法人青山学院リスク管理規則、学校法人青山学院内部監査規則、学校法人青山学院内部監査実施細則等を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築している。
						A4	理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務執行がなされることを確保する体制を整備する。	常務理事及び監事のうち各1名は、法務に関する知識を有する者を選任するよう努めている。また、事務局に法務課を置き、同課に嘱託弁護士が常駐して法律相談に対応できる体制を整えているほか、学校の事情に詳しい弁護士と顧問契約を結んでいる。

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況			
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-2	会員法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。	B1	組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	職務分掌及び職務権限に係る規則の制定、監事監査・内部監査の実施、コンプライアンス通報・相談窓口等の通報窓口の設置を通じて、内部けん制体制を整備し、不正及び誤謬の防止に努めている。	
					B2	内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	内部統制システムについては、監事監査、内部監査等を通じて定期的に点検を行い、その結果を踏まえた改善に取り組んでいる。	
						【「重点事項3-2-3」達成のための、上記以外の取組】		
			3-2-4	会員法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。	A1	教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、(内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和3年8月20日)等を参考にして)部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	学校法人青山学院公益通報に関する規則及び学校法人青山学院コンプライアンス規則を制定して、内部通報及びコンプライアンス事案に係る手続、調査等について定め、総務部法務課を内部窓口としたほか、弁護士と契約を結んで外部窓口を設置している。	
					A2	公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。	学校法人青山学院公益通報に関する規則を制定し、同規則に不利益な取扱いを禁止すること、不利益な取扱い等を行った者に対して、懲戒処分等を行うことができる旨の規定を置いている。	
					B1	公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	公益通報窓口について、法人内にあつては法務課、法人外にあつては弁護士を窓口として設置することにより、公益通報に係る体制を実効的に機能させている。	
					B2	ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況をすみやかに、「意見不表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。	ガバナンス体制の機能不全等に係る事象が発生した場合は、ガバナンス・コード検証委員会の確認を経て、理事、理事会又は監事が「遵守状況報告書」の遵守状況を速やかに「意見不表明」へ変更できる体制とし、これを理事会等に付議の上、評議員会へ報告することとしている。また、本法人では年1回、理事会および評議員会にガバナンス・コードの遵守状況を報告するとともに、当該遵守状況を変更した場合にも同様に報告する体制を整備している。	
						【「重点事項3-2-4」達成のための、上記以外の取組】		
						【「遵守原則3-2」遵守のための、上記以外の方策】=「重点事項3-2-A」	【「重点事項3-2-A」達成のための、上記以外の取組】	
			3-3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3-3-1	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。	A1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。
				A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時・正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。	法令改正その他情報公開に係る公文書を受信したときは、速やかに役員や関係部署に周知し、これを受けて、各部署にて適時に情報公開している。		

基本原則		遵守原則		重点事項		実施項目		取組状況	
3	信頼性・透明性の確保	会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-3	会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3-3-1	会員法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適切な情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。	A3	法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに当該学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等について、インターネット等を通じて公表する。	計算書類等、事業計画書、事業報告書、収支予算書、補正予算書をWEBサイトで公開するとともに、中期計画に基づく事業報告書を毎年作成・公開している。また、大学基準協会による大学評価(機関別認証評価)及び専門職大学院各研究科の分野別認証評価の結果もWEBサイトで公開している。
							A4	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する方法により、インターネット等を通じて公表する。	「学校法人青山学院・青山学院大学ガバナンス・コード」の点検結果(取組状況)をウェブサイトに公表している。また、「事業報告書」においては、2025年度版から内部統制システムの体制整備及び運用概要について掲載予定である。
							B1	公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	公開情報については、公開の際に問合せ先の所管部署を明示しており、意見等があった際には、当該部署において、反映の可否を含め、内容に応じて会議体への付議を検討することとしている。
							【「重点事項3-3-1」達成のための、上記以外の取組】		
					3-3-2	会員法人は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	A1	公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	財務書類については、毎年最新のものを、原則として理事会承認後にWEBサイトに掲載し、10年分を公開している。役員情報については、役員の選任が決定する都度、WEBサイトにおいて速やかに情報公開している。事業計画書・事業報告書については、一定の様式を維持しつつ必要に応じて改善し、事業計画書については4月、事業報告書については6月に公開している。
							A2	公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	財務書類、役員情報、事業計画書・事業報告書については、アクセスしやすく、使いやすいことに留意してWEBサイトに掲載している。
							A3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	WEBサイトで公開している情報は、事業報告書の「財務の概要」については、グラフや図表だけでなく、吹き出しによる説明の多用、役員情報については、文部科学省から提示された事業報告書の記載例を参考に、理解容易性、明瞭性に努めた形式、内容、事業計画書・事業報告書については、理解容易性、明瞭性に鑑みて、文章を補完するグラフ・表などの活用により、理解しやすいものとしている。
							A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、当該学校法人に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	資本的な関係のある傘下法人に問題が生じ本法人に重要な影響を及ぼす場合は、その情報の公表について必要性及び方法を理事者が判断する。公表が必要であると判断した場合には、当該傘下法人の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。
							B1	webサイト等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設けるなどの方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	Webサイト等で公開する情報については、公開担当部署及び複数部署で事前確認を行う体制を整備し、情報の製작성及び適切性の確保に努めている。また、内部監査において、被監査部署が外部向けにWebサイトや紙媒体による情報発信を行っている場合は、公開内容の正確性、適法性、公正・中立性、更新頻度、機密保持等に加えて、部署内での情報発信の承認状況についても、適宜確認している。
							B2	大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	事業計画書・事業報告書については、語句・用語の統一や説明付与に努め、一般的ではない用語等がある場合は、補足を付している。事業報告書の「財務の概要」において、学校法人会計の特徴や計算書類について解説をしている。解説内容は、学校会計と企業会計の違いや学校会計特有の事項を説明し、計算書類三表(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)についても、それぞれの項目を設け、誰にでも理解しやすい文章にて説明している。
【「重点事項3-3-2」達成のための、上記以外の取組】									

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況		
			【「遵守原則3-3」遵守のための、上記以外の方策】＝「重点事項3-3-A」	【「重点事項3-3-A」達成のための、上記以外の取組】			
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	4-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。	4-1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材※も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 ※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。	A1	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	2020年5月より理事会、評議員会、常務理事会及び常務委員会の議題・資料を構成員に事前送付し、内容を確認できるようにしている。
					A2	理事、評議員の定数は学校法人の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	現在、理事については17名以上19名以下を、評議員は20名以上22名以下を定員としており、実質的な議論ができることを考慮した適正な人数としている。
					A3	ダイバーシティ推進のため、法人に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	学校法人青山学院寄附行為に定めているとおり、理事及び評議員については学内の役職者、教職員、有識者、教会教職者、校友などからなる構成としており、幅広い人選となっている。意思決定レベルである法人役員の高齢性を高めることで、ダイバーシティの推進につながる体制を整備している。
					A4	ガバナンスが有効に機能するように、会員法人内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	学校法人青山学院寄附行為及び学校法人青山学院寄附行為細則において、理事については定数の二分の一以上、評議員については、定数の三分の二以上を外部から選任できるように規定し、ガバナンスが有効に機能するように、内外の人材バランスを考慮している。現時点では、理事は19名中9名が、評議員は22名中15名が選任時に本法人の役員又は職員でなかった者となっている。
					A5	評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、学校法人の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	学校法人青山学院寄附行為において、職員からなる評議員については評議員総数の三分の一を超えない人数を、外部評議員については、校友、プロテスタント教会の教職にある者を含めた有識者から選任する旨定めている。また、外部の評議員候補者の推薦に当たっては、現任の理事又は評議員が推薦できる仕組みを整備し、多様な構成とするよう努めている。
					A6	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	年に数回不定期に理事会終了後の役員懇談を実施し、付議を予定する重要事項の事前説明、学校の現状や事業の取組状況に関する報告等の場にとともに、意見交換を行っている。
					A7	理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実に努める。	年に1回定期的に役員・評議員懇談会を開催し、理事、評議員及び監事を対象に講演を行うことで、研修機会を提供している。さらに、監事については、毎年、文部科学省の監事研修会、私大連の監事会議に出席している。
					B1	理事及び評議員が過去の議事内容を確認できるなどによって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組みを整備する。	学校法人青山学院寄附行為第40条第1項及び第58条第1項に定めているとおり、理事会及び評議員会については開催の日時、場所、議事の経過の要領、当該議事の結果その他の事項について議事録を作成し事務所に備えており、過去の議事内容を確認できる体制を整えている。
					B2	政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	中期計画等及び事業計画の策定、進捗報告、最終報告の際に作成する「長期目標・中期計画シート」「事業計画シート」については、データで収集し、責任者が正確かつ迅速に状況を把握できる仕組みを持っており、イントラネットで公表・共有している。また、それらのデータを活用し、法人及び法人が設置する学校の執行部が構成員となっている事業計画統括委員会・未来構想委員会を定期的に開催し、状況を共有している。

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況			
4	継続性の確保 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	4-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。	4-1 会員法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材※も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 ※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。	B3 経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	事業報告書を毎年WEBサイトにて公開、またイントラネットにて公開を周知し、研修会等を実施することで補完している。			
				【「重点事項4-1」達成のための、上記以外の取組】				
				【「遵守原則4-1」遵守のための、上記以外の方策】＝「重点事項4-1-A」	【「重点事項4-1-A」達成のための、上記以外の取組】			
		4-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。	4-2-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。	4-2-1 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。	A1 とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。	WEBサイトで公開している各年度の「決算の概要」において、事業活動収支の均衡状況などを説明しており、同じくWEBサイトで公開している事業報告書の「財務の概要」において、資産と負債の状況を説明し、「貸借対照表」のページの吹き出しで資金の積立状況の内訳も表示し説明している。		
					A2 学校法人の「学校法人の継続法人の前提(日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&A」参照)」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。	日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&A」に例示されているような疑義が発生する事態が生じた場合は、計算書類の「その他財政及び経営の状況を正確に判断するための必要な事項」に、①当該事象の状況及び内容、②改善するための対応策、③重要な不確実性が認められる理由、④継続法人を前提として計算書類を作成しており、不確実性の影響を計算書類に反映していない旨などを明瞭性に留意して開示する。		
					A3 中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	毎年、評議員会にて事業報告書の共有を行っている。2019年度からは、事業報告書に「経営上の成果と課題」を掲載している。		
					【「重点事項4-2-1」達成のための、上記以外の取組】			
					4-2-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	4-2-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	A1 財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。	予算編成方針においては、経常収支差額を予算で20億円以上、決算において経常収支差額比率10%以上とすることを定めており、各設置学校の予算編成においては、この予算枠を遵守する取り組みが行われている。 また、財務部では隔年で今後10年間の収支試算表を作成し、キャンパス再開発などの大規模工事計画を着実に遂行できるよう、収入増加策等の検証を行っている。
							A2 補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	補助金課という部署を設置しており、部署の中での分担を「経常費補助金系」と「施設設備系」とした上で、両者が情報共有することにより、安定的かつ継続的な補助金獲得のために、申請要件の整備等に向けて、関連部署への助言やサポートを効率的に実施できる体制となっている。 また、大学においては、補助金については庶務部経理課が、研究外部資金については研究推進部が担当しており、さらに、大学執行部を中心に関連部署が外部資金獲得のために計画を立案し、円滑に進めるための体制を整備している。

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目		取組状況
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	4-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	A3	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	2022年度に大学内に社会連携推進機構及び社会連携課を設置し、社会・地域連携、産学官民連携・大学間連携や高大連携を推進する体制を構築した。2024年度に教育研究組織として社会連携センターを設置し、事務組織として社会連携部に改組をし、さらに体制を強化した。
				A4	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。	学校法人青山学院資金運用規則(2013年9月26日理事会承認、2019年3月28日改正)に基づいて、自家運用および外部委託運用を実施している。同規則では、資金運用に係る責任体制、資金運用方法等が定められているほか、別途「資金運用に係る運用の基本方針」、各種基準(「実務委員会に関する取扱基準」、「自家運用の取扱基準」、「売却・時価評価及び評価換え等の基準」)も含めて、規則等が体系的に整備されている。 資金運用委員会は、規則に基づいて年1回以上開催されており、資金運用状況の報告や果実の配分利率の決定に加え、外部委託運用における委託機関の決定・変更・解約等を決議している。 運用の基本方針、政策資産配分の決定、また、運用委託機関の選定・評価等に際して、専門的知識に基づく分析や助言を得る目的で、外部機関(運用コンサルタント)と契約している。
				B1	寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。	学校法人青山学院寄附行為では、収益事業として土地家屋賃貸を定めており、現在は青学会館および青山学院アスタジオの家賃収入等による収益事業を行っている。収益事業部会計では、現状、繰越欠損金が計上されているが、その要因は建物改修に伴う固定資産の除却であり、一過性のものである。損益面では利益を確保できていることから、繰越損失は将来的に解消できる見通しである。また、今後は家賃収入の増額も図っていく予定であり、財政基盤の安定化に向けて取り組んでいる。
				B2	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	寄附金に対する概念、募金体制ともに「受ける」から「募る」への転換はなされており、フレームワークでは青山学院万代基金を掲げ、寄附金管理システムの構築及びデータベースの活用など、募金事業推進体制の整備は既に整っている。設置学校の保護者、協力企業等及び校友39万人に対する寄附金募集に向けた実行プランを実施している。
				B3	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	寄附事業を担っている学院連携本部は組織上、理事長直属の部署であり、その業務は募金活動の企画、立案及び実施であり、理事長をはじめとする法人執行部の募金に対する認識度は非常に高い。法人執行部と毎週、募金戦略会議を行い、寄附状況報告、寄附拡大戦略提案、施策決定により、スピーディーに施策を実行している。また更なる寄附文化の醸成を図り、教職員の寄附意識を深化させるための方策も実行している。
				B4	「大学のミッション、ビジョンの実現に向けた事業」「大学の将来(機能別分化、個性化、多様化やグローバル化)に向けた事業」や「スポーツ・文化振興、地域振興、社会貢献、その他社会のニーズに合致した事業」等の目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	2024年、学院創立150周年で発表した学院の超長期ヴィジョン「AOYAMA MIRAI VISION」の中の財政基盤において、引き続き、万代基金1000億円構想の目標を掲げ、エンダウメントの重要性を内外に宣伝した。またスポーツ寄附の振興、教育研究寄附の振興も各現場に募金の重要性を認識させて当事者として協力してもらい推進している。
B5	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。	補助金課という補助金に特化した部署を設置しており、文部科学省等の予算に反映される提言・答申や施策について絶えず注視し、説明会等にも積極的に参加して情報を収集しており、また、入手した情報を、学内の関連部署等に適時に共有している。 さらに、大学においては、URAが情報収集し、大学研究推進部WEBサイトで定期的に情報提供を行っている。				

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況
4	継続性の確保 会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	4-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。	4-2-2 会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	B6 教育・研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄附金募集など、多様な寄附金の募集方法に取り組む。	在学生の保護者を対象に「教育振興資金」の案内を前・後期1回ずつ送付し、案内の中に受配者指定寄付金の説明及び複数の決済手段について記載している。また、クラウドファンディングによる指定寄付の仕組みを整備している。また、卒業生が提供する商品を返礼品とする寄付募集、万代基金1000億円構想の下で当該基金を拡充するための寄付募集などに積極的に取り組んでいる。
				【「重点事項4-2-2」達成のための、上記以外の取組】	
			4-2-3 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。	A1 危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	学校法人青山学院リスク管理規則に基づき、理事長が最高管理責任者として基本計画を策定し、本法人のリスク管理体制を整備している。年1回以上のリスク管理委員会で計画の見直しや危機対応の検証を行うほか、リスク管理に関する教育の実施、危機予防・対応準備のためのマニュアル整備、監査体制の構築も進めている。これらにより、危機発生時の未然防止とシステムの有効性向上を図っている。
				A2 管理運営上、不適切な事案が生じた際には、すみやかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	不適切な事案が発生した際、学校法人青山学院リスク管理規則に基づき、総括管理責任者である常務理事が、危機管理レベルを決定し、レベルに応じて危機警戒本部又は危機対策本部を設置する。これにより、情報公開を含む迅速な対応が図られる。また、リスク管理委員会は、リスク低減措置の支援、危機対応の検証・評価、記録の総括を行い、再発防止につなげる体制を整備している。
				A3 危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。	学校法人青山学院リスク管理規則において、理事長が策定する基本計画に基づき、設置学校長などの部門管理責任者が統括部門のリスク管理計画等を作成し、学部長などの部局管理責任者が、その計画等に沿って危機予防や対応準備に関するマニュアルを事前に整備することが定められている。例えば、大地震に備えて「地震発生時対応マニュアル」を作成し、これに基づく対応体制を構築している。
				A4 情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	学校法人青山学院情報セキュリティに関する規則を定め、これに基づいて、情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定している。
				A5 情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	学校法人青山学院情報セキュリティに関する規則及び施行細則にて、理事長を最高責任者、担当常務理事を総括責任者として、情報セキュリティについて指揮監督のための体制を定め、適切性及び運用状況の検証も行っている。教員が扱う機密文書については、内規に基づき必要性や保管・保存期限、管理方法などの運用手順を規定している。さらに各事務部署では、保有する情報資産と管理台帳の照合を年1回以上実施し、セキュリティ運用状況を点検している。
	A6 ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	ハラスメント防止ガイドラインを全学教職員・学生に配付し、事業主の方針の明確化及びその周知・啓発を行っている。また、相談に応じて適切に対応するために必要な体制を整備し、場合に応じて調査機関を設置している。専任教職員に対しては、年に2度以上の各設置学校におけるハラスメント防止研修を義務付けている。			
	B1 重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。	学校法人青山学院リスク管理規則を制定し、本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに係る措置を講ずるに当たっては、理事会の承認を得ることとしている。			

2025年度(令和7年度) 学校法人青山学院・青山学院大学 ガバナンス・コード点検結果(取組状況)

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	取組状況	
4	継続性の確保	会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	4-2 4-3 会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。	B2	学校法人青山学院リスク管理規則において、各部局が危機事象の予防・対応準備のためのマニュアルを事前に作成することを定めている。大地震に備えては、「地震発生時対応マニュアル(2025年4月改訂)」を整備し、教職員ポータルでの周知や定期訓練を実施している。大学では、教室に学生避難誘導手順書を常備するほか、広報部門は、危機発生時の広報マニュアル、設置学校等では、不審者対応を含む危機管理マニュアルを作成し、教職員・学生向けの訓練も継続的に行っている。	
					【「重点事項4-2-3」達成のための、上記以外の取組】	情報システムへのアクセス権限設定を厳格かつ適切に行い、セキュリティ強化も目指す新ID管理システムを2026年4月稼働に向けて構築している。
					【「遵守原則4-2」遵守のための、上記以外の方策】=「重点事項4-2-A」	【「重点事項4-2-A」達成のための、上記以外の取組】